

安全衛生教育講習受講料助成金交付要綱

平成15年4月1日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、従業員を対象に陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部（以下「陸災防」という。）が主催する各「安全衛生教育講習」（以下「教育」という。）を受講させる貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない岩ト協会員事業者であること。

(助成額)

第3条 対象となる教育並びに助成額は下表の通り定め、1事業者延べ10講習までを上限とする。

教育講習名	助成額
交通労働災害防止担当管理者教育	2,000 円/名
荷役災害防止担当管理者教育	1,000 円/名
安全衛生推進者能力向上教育	2,000 円/名
フォークリフト運転業務従事者教育	2,000 円/名
車両系作業指揮者安全教育	2,000 円/名
積卸し作業指揮者安全教育	1,000 円/名
テールゲートリフター操作業務特別教育	2,000 円/名

(申請期間)

第4条 4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。

また、受講期間は申請期間内であり、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第5条 事業者は、様式1「安全衛生教育講習受講料助成金交付申請書」、陸災防発行の「教育修了証」の写しを添付し、岩ト協に申請するものとする。

(助成金の交付)

第6条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は、平成15年4月1日より適用する。
2. 平成21年4月21日一部改正
3. 平成29年4月 1日一部改正
4. 令和 2年4月 1日一部改正
5. 令和 3年4月 1日一部改正
6. 令和 6年4月 1日一部改正
7. 令和 7年4月 1日一部改正